

告示

埼玉県告示第百九十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区間
県道	飯能寄居線	埼玉県大里郡寄居町大字寄居五八〇番一 地先から 埼玉県大里郡寄居町大字寄居九三三番一 地先まで